

保護者 様

本校におけるオンライン授業の取扱について

大谷場小学校長

標記の件について、これまでも学校だより等でお知らせしてきたところですが、改めて周知いたしますので、ご確認ください。

【次の1、2の場合について、オンライン授業を行います。】

- 1 児童がやむを得ない事情により長期に渡り登校できない場合
  - ※長期に渡りとは、めやすを連続5日（1週間）以上とします。
  - （例）学校が学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業を連続5日以上行う場合
    - ※季節性インフルエンザ等による個別の病気欠席は対象としません。
  - （例）骨折等により、連続5日以上登校できず、保護者より相談があった場合
  
- 2 いじめ、不登校等の事情により登校できず、オンライン授業が望ましい場合
  - （例）いじめがあり登校できない場合かつ児童、保護者の希望、同意がある場合
    - ※学校は当該児童が安心して登校できるよう、組織的に対応します。
  - （例）何らかの事情により登校できず、児童、保護者の希望、同意がある場合
    - ※当該児童の登校、自立に向けた支援の一環として行うものです。

【お願い】

- 欠席前日、当日の相談には対応いたしかねますのでご理解ください。
- 感染症、頭痛、発熱、腹痛等、個別の病気欠席について、症状の程度を問わずオンライン授業は行わないこととします。体調の回復を優先し、必要な場合はご家庭の判断で自主学習等に取り組みせてください。

【備考】

- 出欠席の取扱は、場合により異なります。
- 現状として対応にばらつきがあり、今後、誤解や行き違いの生じることの無いよう、改めて周知するものです。
- 対応に変更等があった際は、その都度お知らせします。

（令和6年12月追記）

Q オンライン授業の取扱について(病気欠席での対応が難しい理由、めやすとする日数の理由)  
A 現在、登校、対面での授業を基本としており、教師用端末は、ほぼ全ての授業で「教具」として使用されている状況です。(配信専用の端末はありません。)例えば、法令上、インフルエンザの出席停止期間は最低5日間となっていますので、その期間は体調回復を優先してください。5日の期間内でも、体調が回復し学習ができるようであれば、ご家庭の判断で自主学習に取り組みせてください。

※自主学習の課題等についてのご相談は、遠慮なく担任、担当にお申し出ください。